



第4次 鹿児島県男女共同参画 基本計画

(令和5年度～令和9年度)

概要版



はじめに

すべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成は、それ自体が最重要課題であり、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人々が幸福を感じられるインクルーシブな社会の実現につながります。

また、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した現代において、多様性を高め社会経済を支える観点からも、取組の一層の加速が必要です。

鹿児島県ではこれまで、県男女共同参画基本計画や県女性活躍推進計画等にもとづき、男女共同参画社会の実現を促進するための各種施策を実施してきました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大による女性をめぐる様々な課題の顕在化は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。また、依然として根強く残る地域における男女の地位の不平等感や、多様化する女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な課題が存在しています。さらに、持続可能な開発目標（SDGs）においては、「ジェンダー平等とすべての女性・女兒のエンパワーメント」が掲げられており、ジェンダー平等に向けた取組が世界各国で加速されています。

このような状況や、これまでの県男女共同参画基本計画の成果及び課題等を踏まえて、このたび、令和5年度から令和9年度の5年間を計画期間とする「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画は、男女共同参画の視点を踏まえて各般の施策を実施するために、その方向性と内容をお示ししたものです。

男女共同参画社会を実現するためには、県や市町村はもちろん、県民や事業者、NPOの方々などがそれぞれの立場で課題に気づき、その解決に向けた行動へ移し、共に取り組んでいくことが必要です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

目次

● はじめに	P 1
● 男女共同参画社会とは	P 2
● 第4次鹿児島県男女共同参画基本計画の概要	P 3
● 重点目標1	P 5
● 重点目標2	P 6
● 重点目標3	P 7
● 重点目標4	P 8
● 重点目標5	P 9
● 重点目標6	P10
● 戦略的取組	P11
● 数値目標一覧	P12
● 推進のあり方	P13
● 鹿児島県男女共同参画センターのご案内	P14

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)



男女共同参画社会の形成を通して目指す姿

男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」は、“性別にかかわらず”一人ひとりの人権が尊重されることを意味しています。

そこで、男女共同参画社会の形成を通して目指す姿を次のように定め、この計画を着実に推進することで、「一人ひとりの人権の尊重」が県民一人ひとりの意識に深く浸透し、行動に結びつくことにより、性別にかかわらず誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、かつ、誰もが安心・安全に暮らすことができる社会を形成します。

一人ひとりの人権が尊重され、

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会
- 誰もが安心して暮らすことができる地域社会

第4次鹿児島県男女共同参画基本計画の概要

計画策定の趣旨

中長期的な展望に立って本県の男女共同参画社会の形成に向けた取組を一層推進するため、本県の現状を踏まえながら、政策の全体的な枠組みとともに、その方向性と取組内容を示す基本計画として策定します。

計画の性格

「男女共同参画社会基本法」及び「鹿児島県男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、基本的な計画です。また、重点目標2及び関連する数値目標は、「女性活躍推進法」に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

計画の期間

令和5年度から令和9年度

男女共同参画社会の形成に向けて、アフターコロナや人口減少社会への対応、持続可能な地域社会を形成するため、本計画に盛り込んだ新たな視点

◆ ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

平成27年9月に国連で採択された、持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント^{*1}を達成することを目指す」、「ジェンダー^{*2}の視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である」とされています。

そこで、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映（ジェンダー主流化^{*3}）し、様々な関係機関・団体と連携して一層の取組を進める必要があります。

◆ 男性もまた、男女共同参画の担い手

男女共同参画の推進は、女性だけではなく、男性の人生においても自由な選択を可能にするものであり、男女が共に進めていくものです。そこで、男女の意識改革を進めるとともに、女性の社会における活躍を促進する取組と合わせて、男性が家事・子育て・介護等に参加できるような普及啓発に取り組みます。

また、働きたい人すべてが働き続け、能力を発揮することができるよう、多様で柔軟な働き方の実現に向けた普及啓発を進めます。

◆ 人生100年時代における女性の経済的自立を推進

人生100年時代を迎え、人生と家族の姿は多様化している一方で、女性は、出産・育児等により就業を制限又は中断する人が多いことや、配偶者等からの暴力^{*4}の被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

女性が長い人生を経済的困窮に陥ることなく生活できる力を身につけることは、女性本人のためにも、社会経済の観点からも重要であることから、女性の能力開発や起業等への支援に取り組みます。

◆ 地域社会における男女共同参画

全国的には、若年層では男性よりも女性の方が大都市圏に流出する傾向が続いている一方で、都市部の人々が地方の価値や魅力を再認識し、都市と地方を往来したり、テレワーク^{*5}の一般化等により地方に定住したりするなどの動きも見られます。

そのため、人口減少に直面する地方においてこそ、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず多様な人々が地域での活動に参画できるよう、男女共同参画の視点が不可欠となっています。そこで、理解促進や意識啓発はもちろん、男女共同参画を担う地域に根ざした人材の育成や、女性も含めた多様な主体の連携による地域づくりへの支援に取り組みます。

*1 エンパワーメント：自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

*2 ジェンダー：人間には生まれつきの生物学的性別（セックス / sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー / gender）という。

*3 ジェンダー主流化：あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。

*4 配偶者等からの暴力（DV）：配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある者又はあった者（パートナー）からふるわれる暴力のことで、一般的に「ドメスティック・バイオレンス（DV）」といわれている。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・無視する・交友関係を監視するといった精神的暴力、生活費を渡さない、働かないなどといった経済的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形態がある。

*5 テレワーク：ICT（情報通信技術）を利用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方。

【基本理念（鹿児島県男女共同参画推進条例第3条）】

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底を成す基本理念です。

男女共同参画社会の形成 を通して目指す姿

- 一人ひとりの人権が尊重され
- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会
- 誰もが安心して暮らすことができる地域社会

重点目標

- 1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、教育・学習の推進
- 2 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備
- 3 生涯を通じた健康支援
- 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 5 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 6 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

戦略的取組

- （重点目標を実現するための分野横断的な取組）
- ◆ 子どもの頃から男女共同参画の理解促進や、多様な選択を可能にするための教育現場における取組
 - ◆ 男女共同参画の視点に立った地域づくりに向けた取組
 - ◆ あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組

推進体制

県

- ①男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部等の機能発揮
- ②県男女共同参画センターの機能充実、地域振興局・支庁との連携
- ③男女共同参画の施策に関する申出制度の適切な運用
- ④数値目標の達成に向けた具体的な取組
- ⑤男女共同参画の視点を踏まえた関連施策の進行管理
- ⑥計画の評価及び施策への確実な反映



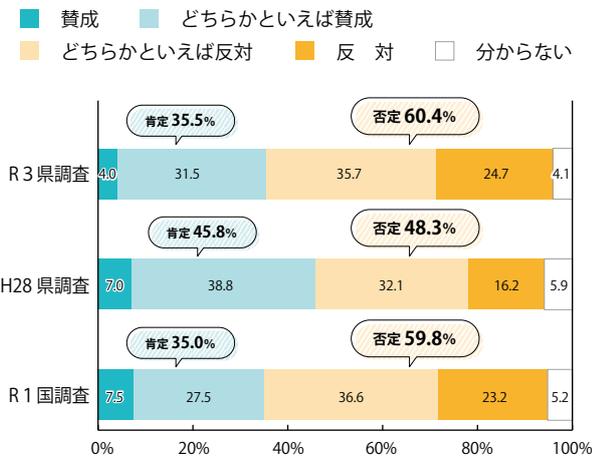
男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)*1の解消、教育・学習の推進

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に代表される固定的な性別役割分担意識については、県民意識調査によると、「否定」とする割合が「肯定」とする割合を大きく上回るなど、ここ数年で意識の大きな変化が見られますが、一方で、職場、家庭、地域社会等には依然としてジェンダーギャップが根強く存在しています。

そこで、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消や、子どもの頃からの男女共同参画・ジェンダー平等の理解促進に取り組めます。

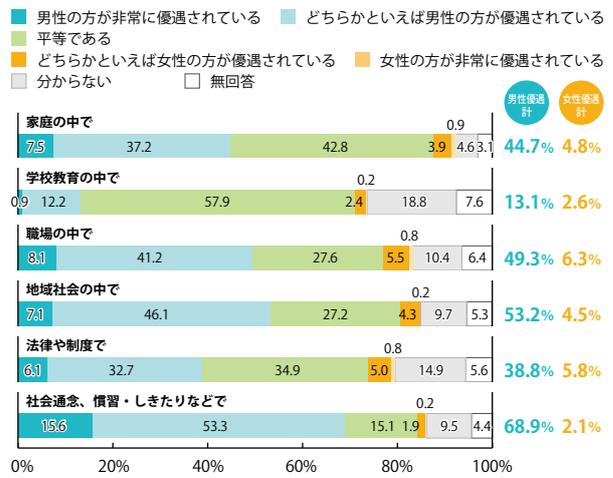
また、人の性のあり方(セクシュアリティ)は無数に存在し、そのことで困難に直面し、生きづらさを抱えている方がいらっしゃることから、性的指向・性自認²に関する啓発活動に取り組めます。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方(本県、全国)



出所:県男女共同参画室「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」、内閣府「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

男女の地位の平等感(令和3年度、本県)



出所:県男女共同参画室「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」

施策の方向と主な内容

① 行動変容につながる意識改革のための普及啓発、制度や慣行の見直し

男女共同参画の普及・啓発や学習機会の提供、男女共同参画の視点に立った施策の推進、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人に対する理解促進、多様なメディア・コンテンツを活用した男女共同参画・ジェンダー平等の推進とメディア・リテラシー向上に向けた取組

② 学校教育における男女共同参画の推進

教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の実施、学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実、多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の提供

③ 家庭や地域における男女共同参画の理解促進

生涯教育・社会教育、家庭教育における男女共同参画に関する教育・学習の充実、学校・家庭・地域が一体となった男女共同参画意識の醸成に向けた取組の推進

④ 性の多様性についての理解促進

性の多様性に関する啓発

数値目標項目	現状	目標値
「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	74.0%(R3)	100%(R9)
「ジェンダー」という用語を知っている人の割合	70.8%(R3)	100%(R9)
性別による固定的な役割分担を否定する人の割合	60.4%(R3)	70%(R9)

* 1 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス):誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。それ自体は悪いものではないが、育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

* 2 性的指向・性自認:性的指向(Sexual Orientation)とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認(Gender Identity)とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。

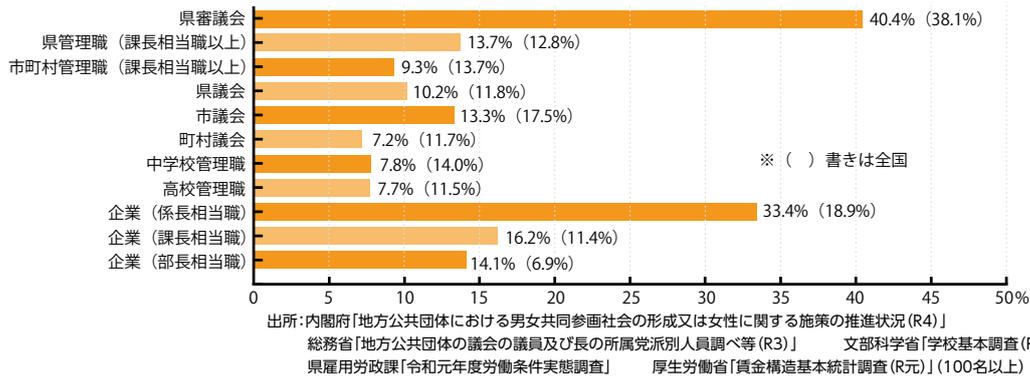
誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備

就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に自己実現につながるものであり、希望するすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、能力を十分に発揮できるようにすることが重要です。

そのため、男女が均等な機会と待遇の下で能力を発揮できる環境を整備し、経営への女性の参画促進とともに、政治や社会など様々な分野における政策・方針決定過程に男女が対等に参画する機会の確保が求められます。

そこで、多様で柔軟な働き方の実現や、女性の就労や起業に関する支援など、誰もが能力を発揮していきいきと活躍できる環境づくりに取り組むとともに、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めます。

各分野における女性の参画の状況（本県，全国）



施策の方向と主な内容

① 経営者・管理職等の意識改革や職場風土改革

経営者・管理職等を対象とした意識啓発、企業顕彰等、職場における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識改革及びハラスメント防止対策の推進

② 働く場における男女共同参画・ジェンダー平等の推進

男女の均等な雇用の分野における機会と待遇の確保等に関する関係法令等の普及・啓発、労働相談の実施、女性の就労に関する支援（能力開発、再就職、非正規雇用から正規雇用への転換等）、女性活躍の推進に関する情報発信やネットワークづくりの支援、女性の起業等に関する支援

③ 子育て・介護基盤整備の推進

子育て支援環境の整備や地域における介護支援体制の構築、人材の育成・確保

④ 多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方の実現に向けたワーク・ライフ・バランス^{*1}の推進のための意識啓発や、両立支援に向けた企業の取組促進

⑤ 男性の家事・育児等への参加促進

男性の家事・育児等参加に関する意識や職場風土の改革

⑥ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

中小企業も含めた企業等や政治、行政、教育分野における女性の登用促進、農林水産業や商工業等の自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進

数値目標項目	現状	目標値	数値目標項目	現状	目標値
鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度登録数	117社 (R3)	275社 (R9)	県の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性職員の割合（知事部局等）	11.5% (R4)	16% (R7)
県の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性職員の割合（教育委員会）	14.3% (R4)	16% (R7)	市町村の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性の割合	9.3% (R4)	13% (R9)
事業所の管理的地位（課長相当職）に占める女性の割合	16.2% (R元)	18% (R9)	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	50.5% (R3)	78% (R6)
県の審議会等委員への女性の登用率	40.4% (R3)	40%以上60%以下 (R9)	女性農業経営士 ^{*2} の認定者数	487人 (R4)	550人 (R9)
保育所等待機児童数	148人 (R4)	0人 (R6)	放課後児童クラブ待機児童数	155人 (R4)	0人 (R6)
県の男性職員の育児休業の取得割合	12.2% (R3)	30% (R7)	事業所における男性の育児休業取得率	17.7% (R3)	30% (R6)
男性の家事・育児時間	125分 (R3)	135分 (R6)	かごしま子育て応援企業登録数	731社 (R3)	780社 (R6)

*1 ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

*2 女性農業経営士：農業経営に積極的に参画し、農家生活や農業経営・労働管理等の高度な知識や技術を有し、自らの農業経営や地域農業の課題解決に積極的に取り組み、発言力や実践力のある地域のリーダー的女性として、知事が認定した女性の農業者。

重点目標 3

生涯を通じた健康支援

すべての人々が健康を享受できるようにするためには、心身及びその健康について、主体的に行動し、正しい知識と情報を入手できるようにしていくことが必要です。さらに、生涯を通じて、男女が異なる健康上の問題に直面することについて、十分に配慮しなくてはなりません。

また、望まない妊娠や性感染症の背景には、性に関する正しい知識や情報の不足のほか、女性による性についての主体的な判断と行動を阻むジェンダーがあり、それに起因する性的暴力の要因となっていることもあります。

そこで、生涯を通じた心身の健康を支援するため、引き続きリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*1 について普及啓発を図るとともに、総合的な取組を推進します。

生活習慣病による死亡割合（本県、全国）

		現状 ※()は全国
生活習慣病による死亡割合	悪性新生物<腫瘍>	男性：28.6% (30.1%) 女性：20.4% (22.7%)
	脳血管疾患	男性：7.5% (7.0%) 女性：8.4% (7.6%)
	心疾患（高血圧性を除く）	男性：13.7% (14.0%) 女性：16.2% (15.8%)

出所：厚生労働省「令和3年人口動態統計」

10代の人工妊娠中絶実施率（15～19歳女子総人口千対）の推移（本県、全国）

年度	H29	H30	R元	R2	R3
本県	5.1人	5.2人	5.4人	4.6人	3.5人
全国	4.8人	4.7人	4.5人	3.8人	3.3人

出所：厚生労働省「衛生行政報告例」

施策の方向と主な内容

① 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

健康に関する情報提供や相談等の実施、がん検診受診率向上に向けた取組や女性特有の疾患等に関する普及啓発

② リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を踏まえた妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

妊娠・出産期における健康管理や医療体制、不妊治療に関する支援の充実、性に関する正しい知識の普及

③ 男女共同参画の視点に立ったスポーツ活動の推進

男女の健康状況や運動習慣の特性を踏まえた指導者の育成や女性アスリートへの支援

数値目標項目	現状	目標値
「女性にやさしい医療機関」の数	71機関（R3）	100機関以上（R5）
子宮頸がん検診受診率（20歳から69歳）	44.3%（R元）	50%以上（R5）
乳がん検診受診率（40歳から69歳）	48.5%（R元）	50%以上（R5）
10代の人工妊娠中絶実施率（15～19歳女子総人口千対）	3.5人（R3）	減少させる（－）

*1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利。国際的には、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）」という概念が一般化されつつある。

重点目標 4

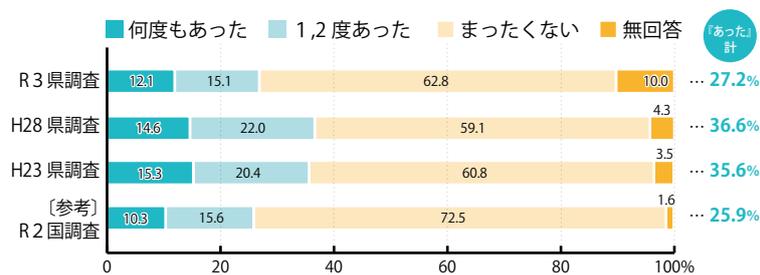
男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアルハラスメント、性犯罪・性暴力、人身取引等の性別に起因する暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しています。

県民意識調査によると、配偶者や交際相手から暴力を受けた経験のある女性は27.2%で、そのうちの約半数は、「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向があります。

そこで、性別に起因する暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談・支援体制の充実を図り、被害の潜在化の防止に努めます。

配偶者等からの暴力被害の経験（本県、全国、女性）



出所：県男女共同参画室「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」、内閣府「令和2年度男女間における暴力に関する調査」

県内の配偶者暴力相談支援センター*1における相談受付状況の推移（本県）



出所：県男女共同参画室

施策の方向と主な内容

① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

暴力を容認しない意識の醸成及び相談につながりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発の実施、被害者の安全の確保と心身の健康回復・自立に向けた支援、相談員をはじめ、相談に対応する人を対象とした研修の実施や関係機関の連携強化による相談対応の質の向上、家庭内の暴力により心理的外傷等を受けた子どもへの支援

② デートDV*2、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等への対策及び被害者支援

交際相手からの暴力（デートDV）の予防啓発、ストーカー行為等への厳正な対処、性犯罪・性暴力への適切な対処と性犯罪・性暴力防止のための環境づくり、セクシュアルハラスメント防止に向けた取組

数値目標項目	現状	目標値
「配偶者暴力防止法」（DV防止法）を知っている人の割合	86.2%（R3）	100%（R9）
「配偶者暴力防止計画」（DV防止計画）の策定市町村の割合	88.4%（R3）	100%（R9）
配偶者等から暴力や嫌がらせを受けた経験がある人のうち、どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）人の割合	53.1%（R3）	40%（R9）

*1 配偶者暴力相談支援センター：配偶者暴力防止法第3条の規定により都道府県に設置が義務づけられている施設（市町村は努力義務）で、被害者の相談に応じ、自立支援のための情報提供等の援助を行う中核的な相談・支援機関。

*2 デートDV（交際相手からの暴力）：交際相手からふるわれる暴力で、一般的に「デートDV」といわれている。配偶者からの暴力と同様、様々な形で起こる。

重点目標 5

男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

女性は、出産・育児等により就業を制限又は中断する人や非正規雇用者が多いことなどで、男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にあります。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、女性の貧困やひとり親世帯等の課題が顕在化し、女性への包括的支援の強化が大きな課題となっています。

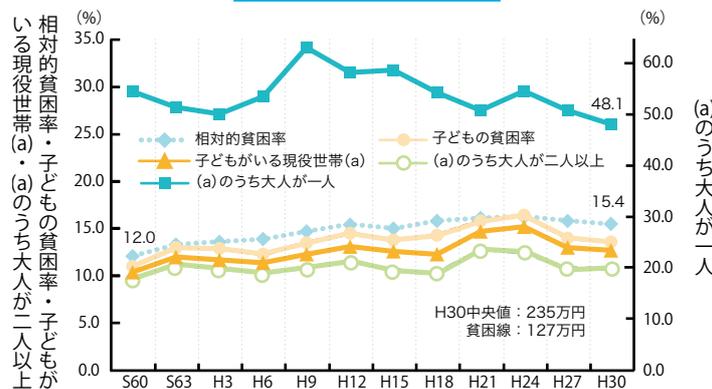
一方で男性も、固定的な性別役割分担意識に基づく男性の家庭や地域との関わり方等を背景に、地域からの孤立化等の問題を抱える方がいます。

また、困難を抱える方々の課題は多岐にわたる様々な要因が絡み合っており、貧困の次世代への連鎖を断ち切るためには、次世代を担う子ども・若者への支援も必要です。

さらに、性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱える場合があります。

このようなことから、生活上の困難を抱える女性をはじめ、様々な要因により、複合的な困難や課題に直面しやすい人々が孤立することなく安心して暮らせるよう、相談対応や就労支援、多様性を尊重する環境づくり等に取り組みます。

貧困率の年次推移 (全国)



出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査の概況」より

ひとり親世帯の状況 (全国)

	母子世帯	父子世帯	一般世帯 (参考)
就業率	86.3%	88.2%	女性 71.3% 男性 83.9%
雇用者のうち正規	53.7% (※)	92.0% (※)	女性 49.2% 男性 83.3%
雇用者のうち非正規	46.3% (※)	8.0% (※)	女性 50.8% 男性 16.7%
平均年間就労収入	236万円 正規：344万円 パート・アルバイト等：151万円	492万円 正規：515万円 パート・アルバイト等：186万円	平均給与と所得 女性302万円 男性545万円
養育費受取率	28.1%	8.8%	—

出所：母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（令和3年度）」、一般世帯は総務省「労働力調査（令和3年）15～64歳」、国税庁「民間給与実態統計調査（令和3年）」より内閣府が作成

(※) 母子世帯及び父子世帯の正規/非正規の構成割合は、「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」（「派遣社員」、「パート・アルバイト等」の計）の合計を総数として算出した割合

施策の方向と主な内容

① 生活上の困難に直面する女性等への支援

困難な問題を抱えた女性等に対する自立に向けた支援及び就業・生活の安定に向けた取組、子どもの成長や若者の自立に向けた力を高める取組

② 様々な要因により複合的な困難や課題に直面しやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備、性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であることなど様々な要因により複合的な困難や課題に直面しやすい人々の相談対応や、多様性を尊重する環境づくり

重点目標 6

男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

地域課題が複雑化・多様化する中、地域コミュニティに期待される役割は大きくなっています。また、全国的には、若年層では男性よりも女性の方が大都市圏に流出する傾向が続いている一方で、都市部の人々が地方の価値や魅力を再認識し、都市と地方を往来したり、テレワークの一般化等により地方に定住したりするなどの動きも見られます。

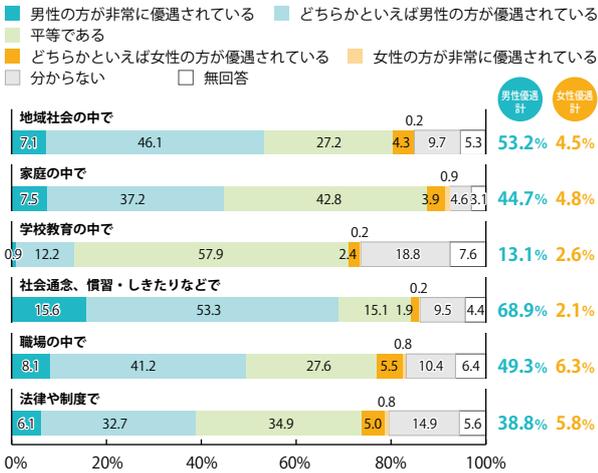
そこで、それぞれの地域において、女性も含めた多様な主体の連携による地域づくりが推進されるよう、地域における男女共同参画の意識啓発や人材育成等に取り組みます。

また、災害が発生すると、固定的な性別役割分担意識が一層顕著になり、災害から受ける影響やニーズが男女で異なることや身体的性差が配慮されないことなどが、被災者の回復やまちの復興を遅らせることがあります。

このため、防災分野における女性の参画をさらに拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立に取り組みます。

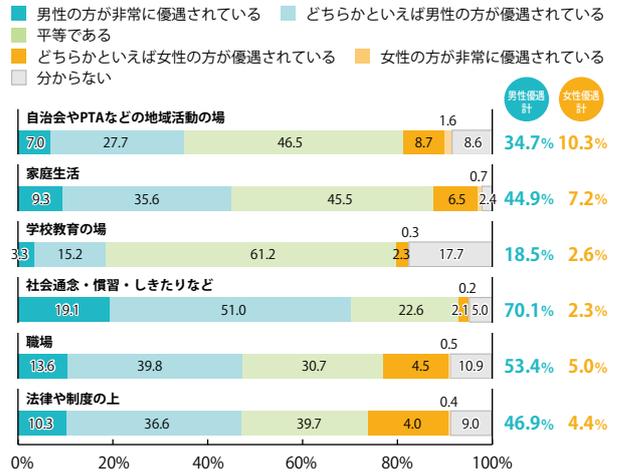
地域ほか各分野における男女の地位の平等感（本県、全国）

鹿児島県（R3年度）



出所：県男女共同参画室「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」

全国（R元年度）



出所：内閣府「令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査」

施策の方向と主な内容

① 人材育成等による男女共同参画推進の基盤づくり

鹿児島県男女共同参画センターの機能の充実及び男女共同参画を推進する地域に根ざした人材の育成・支援

② 地域における意思決定過程への女性の参画拡大

地域における意思決定過程への女性の参画に向けた取組

③ 地域づくりや社会活動における男女共同参画の推進

地域における慣行の見直しに向けた男女共同参画・ジェンダー平等の普及・啓発や学習機会の提供、地域の多様な主体が連携・協力した地域コミュニティづくりへの支援

④ 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

地域防災の分野における女性の参画拡大と、男女共同参画の視点を反映した地域防災における取組の推進

数値目標項目	現状	目標値
県男女共同参画地域推進員*1が2人以上設置されている市町村の割合	67.4% (R4)	100% (R9)
地域社会の中で男女平等と感じている人の割合	27.2% (R3)	36% (R9)

*1 県男女共同参画地域推進員：県内の各地域において、男女共同参画社会の正しい理解の浸透を図り、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進するため、男女共同参画の推進役となる人材を養成し、知事が委嘱する制度を平成20年度に創設。地域における男女共同参画に関する普及・啓発や情報提供、県や市町村が実施する事業への協力等、県や市町村と協働して男女共同参画を推進する活動を行っている。

戦略的取組

計画の中で掲げている6つの重点目標を実現するための分野横断的な取組として、次の3つを「戦略的取組」として位置付けています。

● 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進や、多様な選択を可能にするための教育現場における取組

性別に焦点を当てた最も身近な人権問題について当事者意識を持って考える男女共同参画の学びを通して、子どもたちには、人権意識や男女平等意識が醸成されることになります。

そのことによって、将来を見据えた自己形成の基盤である自尊感情に係る自己肯定感が育まれ、一人ひとりがお互いを尊重しながら、長い人生の中で多様な生き方・働き方を主体的に選択する力を身につけることになります。

また、いじめや虐待など子どもたちを取り巻く深刻な人権問題の解決にもつながります。

このため、男女共同参画と子どもに係わる部局及び市町村が連携、協働し、子どもたちが男女共同参画の理解を深め、多様な選択を可能にするための取組を学校、家庭、地域が一体となって推進します。

【主な取組】

- 児童・生徒への男女共同参画の理解を深めるための学習の提供
- 教職員や保護者を対象とした男女共同参画についての研修の実施
- 生徒に対する男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の実施
- 生徒に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に基づく人権の視点に立った性教育の実施
- 生徒や学生を対象とした交際相手からの暴力を未然防止する教育の実践

● 男女共同参画の視点に立った地域づくりに向けた取組

地域には、様々な課題に取り組む役割が期待されています。

そのような中で、地域における様々な活動が、特定の性別や年齢層等で担われていると、住民の価値観やライフスタイル、家族形態の多様化への対応を困難にし、人間関係の希薄化や単身者等の孤立化などの問題を見えなくする可能性があります。

また、全国的には、若年層では男性よりも女性の方が大都市圏に流出する傾向が続いている一方で、都市部の人々が地方の価値や魅力を再認識し、都市と地方を往来したり、テレワークの一般化等により地方に定住したりするなどの動きも見られます。

これらのようなことから、人口減少に直面する地方においてこそ、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず多様な人々が地域での活動に参画できるよう、「一人ひとりの人権の尊重」を基盤とする男女共同参画の視点が不可欠です。

そこで、地域における活動に男女双方の参画を推進し、複雑化・多様化する地域の課題を解決するために、関係部局と市町村、NPO 等地域の多様な主体が連携、協働し、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進します。

【主な取組】

- 男女共同参画を推進する地域に根ざした人材の育成・支援
- 地域住民を対象にした男女共同参画・ジェンダー平等の意識啓発や学習機会の提供等
- 男女共同参画の視点に立った多様な主体の連携による地域コミュニティづくりの取組への支援

● あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組

急速な少子高齢化・人口減少の進展や、価値観の多様化が進む中で、経済その他社会の様々な分野が発展し、豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会を実現するためには、各分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、それぞれの意思が公正に反映されることが重要です。

そのため、政治、行政、教育、雇用、農林水産業・商工業等の自営業、各種機関や団体、組織等に対して、女性の能力発揮の重要性について認識を深める啓発を行うとともに、女性の参画状況を把握し、女性の役員等への登用について要請を行います。

【主な取組】

- 啓発のためのセミナー等の実施
- 県審議会等における女性委員登用へのさらなる取組促進

数値目標一覧

番号	重点目標	設定項目	現状		目標値		設定計画
			数値	年度	数値	年度	
1	1	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	74.0%	3	100%	9	
②	1	「ジェンダー」という用語を知っている人の割合	70.8%	3	100%	9	
③	1	性別による固定的な役割分担を否定する人の割合	60.4%	3	70%	9	
4	2	鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度登録数	117社	3	275社	9	女活
5	2	県の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性職員の割合（知事部局等）	11.5%	4	16%	7	女活 特定
6	2	県の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性職員の割合（教育委員会）	14.3%	4	16%	7	特定 (教)
7	2	市町村の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性の割合	9.3%	4	13%	9	
8	2	事業所の管理的地位（課長相当職）に占める女性の割合	16.2%	元	18%	9	女活
9	2	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	50.5%	3	78%	6	女活 未来
10	2	県の審議会等委員への女性の登用率	40.4%	3	40%以上 60%以下	9	
11	2	女性農業経営士の認定者数	487人	4	550人	9	女活 農山
12	2	保育所等待機児童数	148人	4	0人	6	女活 未来
13	2	放課後児童クラブ待機児童数	155人	4	0人	6	未来
14	2	県の男性職員の育児休業の取得割合	12.2%	3	30%	7	特定
15	2	事業所における男性の育児休業取得率	17.7%	3	30%	6	女活 未来
16	2	男性の家事・育児時間	125分	3	135分	6	未来
17	2	かごしま子育て応援企業登録数	731社	3	780社	6	未来
18	3	「女性にやさしい医療機関」の数	71機関	3	100機関 以上	5	健康
19	3	子宮頸がん検診受診率（20歳から69歳）	44.3%	元	50%以上	5	がん 対策
20	3	乳がん検診受診率（40歳から69歳）	48.5%	元	50%以上	5	がん 対策
21	3	10代の人工妊娠中絶実施率（15～19歳女子総人口千対）	3.5人	3	減少させる	-	未来
22	4	「配偶者暴力防止法」（DV防止法）を知っている人の割合	86.2%	3	100%	9	
23	4	「配偶者暴力防止計画」（DV防止計画）の策定市町村の割合	88.4%	3	100%	9	
②④	4	配偶者等から暴力や嫌がらせを受けた経験がある人のうち、どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）人の割合	53.1%	3	40%	9	
25	6	県男女共同参画地域推進員が2人以上設置されている市町村の割合	67.4%	4	100%	9	
②⑥	6	地域社会の中で男女平等と感じている人の割合	27.2%	3	36%	9	

※数字に丸囲み…新たに設定したもの

※「設定計画」欄の概要…「女活」：女性活躍推進計画、「特定」：特定事業主行動計画、「特定（教）」：教育委員会特定事業主行動計画、「未来」：かごしま子ども未来プラン2020、「農山」：農山漁村における男女のパートナーシップの確立に関する指標、「健康」：健康かごしま21、「がん対策」：がん対策推進計画

※他の計画に位置づけられた数値目標を本計画において設定しているもの（「設定計画」欄を参照）については、当該計画が改定された場合は、改定後の計画における数値目標に置き換えることがあります。

推進のあり方

県や市町村はもちろん、事業者やNPOなど様々な立場の人々が、男女共同参画社会の実現に向けて共に取り組んでいく必要があります。

学校

子どもたちが男女共同参画の理解を深め、多様な選択を可能にするための取組を、学校、家庭、地域が一体となって推進します。

NPO等

男女共同参画の視点に立った活動を展開するとともに、それぞれの専門性やネットワークを男女共同参画社会の実現に向けた取組に生かします。

男女共同参画地域推進員

地域における男女共同参画の推進役として、男女共同参画についての正しい理解を広める広報啓発活動や男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を展開します。

県

県男女共同参画基本計画に基づき、各般の施策を男女共同参画の視点に立って総合的・計画的に推進します。また、男女共同参画センターや各地において広報啓発や人材育成を行うなど、市町村の取組を支援します。

県民

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消や、男女共同参画についての正しい理解に努め、男女共同参画社会の形成に向けた取組へ積極的に参加します。また、それぞれが互いに尊重し、協力して、仕事と生活の調和を図ります。

連携・協働

市町村

県民にとって最も身近な行政機関として、市町村男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の形成促進に向けた施策を、地域の特性を踏まえ、総合的・計画的に推進します。

事業者

男女の均等な雇用の分野における機会と待遇の確保や多様で柔軟な働き方の推進など、誰もが能力を発揮し、希望する働き方ができるよう、職場環境の整備や制度の導入に取り組みます。

県女性活躍推進会議

経済団体や大学など県内の主要な団体と行政が連携し、女性の活躍推進に向け、気運醸成をはじめとした取組を一体となって推進します。

鹿児島県女性活躍推進会議（H28.6.24設立）～男女がともに安心して、生き生きと働くことができる「鹿児島」の実現を目指して～

経済団体

鹿児島県商工会議所連合会
鹿児島県商工会連合会
鹿児島県経済同友会
鹿児島県経営者協会
鹿児島県中小企業団体中央会

農林水産関係団体

鹿児島県農業協同組合中央会
鹿児島県漁業協同組合連合会
鹿児島県森林組合連合会

行政機関

鹿児島県市長会
鹿児島県町村会
鹿児島県

関係機関

鹿児島大学
鹿児島労働局

多様な
主体による
連携体制

女性ワーキンググループ

企業・団体・行政が 一体となった取組の推進

- 女性の活躍推進の気運醸成
- 女性の能力が十分発揮でき、活躍できる環境整備
- 女性が働き続けられるための環境整備

男女共同参画地域推進員制度（H20～）～地域の特性を踏まえ、各地域で男女共同参画を推進～

県が指定する講座を受講・修了

・男女共同参画基礎講座 等

市町村長の推薦

県知事の委嘱

地域の実情や特性を踏まえた活動を行います。（任期2年）
（例）

- ①男女共同参画に関する普及・啓発
 - ・地域や職場、学校などでの学習会等における講師やアドバイザー
 - ・地域の実情に応じた研修会、学習会、ミニ集会、展示等の企画・運営
- ②県及び市町村の男女共同参画施策に関する情報の地域への提供
 - ・地域における活動や各種学習の場を活用した情報の提供
- ③県及び市町村が行う男女共同参画施策の推進への支援・協力
 - ・県・市町村主催の研修会等への協力・参加
- ④その他
 - ・地域の活動（課題解決等）における男女共同参画の視点を生かした活動
 - ・性別による人権侵害（DV、セクハラ等）の相談を受けた場合の相談機関の紹介

鹿児島県男女共同参画センターのご案内

男女共同参画社会づくりを進める県民の皆様の活動拠点として、平成15年4月に、かごしま県民交流センターにオープンし、講座の開催、相談・支援、情報の提供などを行っています。

講座等の開催

意識啓発・人材の育成

▶ 男女共同参画基礎講座

男女共同参画についての基礎知識や身近なところで男女共同参画の理解を広めるための手法を学ぶ全4回の講座を開催します。

対象：どなたでも（原則、全回受講できる方）

▶ 男女共同参画基礎講座 地域版

地域において、男女共同参画についての基礎知識等を学ぶ2日間講座を開催します。

対象：どなたでも（原則、2日間とも受講できる方）

▶ 男女共同参画週間事業

県の男女共同参画週間（7/25～7/31）にちなみ、県民の方々に男女共同参画への関心や気づきを持っていただくための講演会やワークショップ等を開催します。

男性への意識啓発

▶ 男性のための男女共同参画セミナー

男性の男女共同参画への正しい理解と職場や家庭における固定的な性別役割分担意識の気づきと解消をめざしたセミナーを開催します。

女性の活躍推進に向けた支援

▶ 女性のエンパワーメント事業

様々な分野での女性の参画を促進するため、スキル向上やネットワークの構築を支援します。

- 女性のキャリアデザインセミナー
- 働く女性のマネジメントセミナー
- 地方自治を担う女性のエンパワーメントセミナー
- 女性の起業支援セミナー
- 女性のデジタル入門セミナー

若年層への意識啓発

▶ 子どもたちの男女共同参画学びの広場 推進事業

- 子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるために、学校でワークショップやセミナーを開催します。

場所：小・中学校

対象：児童・生徒、教職員、保護者・地域の方々 等

- 男女共同参画の理解を深め、ワークショップの方法を学ぶセミナーを開催します。

対象：教職員 等

▶ 学校への男女共同参画お届けセミナー

高等学校等が開催する「男女共同参画」や「デートDV防止」に関するセミナーに講師を派遣します。

場所：高等学校、特別支援学校

対象：生徒、教職員、保護者

▶ 高校生のための「ピアサポーター」養成講座

大学の学生サークルが、若者による若者のための暴力未然防止の活動として、悩みや問題を抱える同年代をサポートできる高校生の養成講座を開催します。

▶ デートDV防止セミナー

デートDV防止の講演やコミュニケーション能力を向上させるためのワークショップ等を開催します。

女性に対する暴力の防止・被害者支援

▶ 女性に対する暴力防止キャンペーン

「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）に、民間団体や関係機関と協働で街頭キャンペーン等を実施します。

- 街頭キャンペーン
- 暴力被害者支援セミナー
- 女性のための法律110番
（女性弁護士による無料法律相談）
- パネル展 等

※令和5年度に開催予定の講座等を掲載しています。

講座等は、実施年度により異なりますので、直接当センターへお問い合わせいただくか、当センターホームページをご覧ください。

鹿児島県男女共同参画センターのご案内

● 情報の提供

男女共同参画に関する情報の収集・提供を行っています。

- ◆ 情報誌の発行
鹿児島県男女共同参画センターだより (年 2 回)
- ◆ 各種パンフレット等の提供
- ◆ ホームページによる情報提供
- ◆ フェイスブック
- ◆ パネル・DVD・ビデオの貸出し (男女共同参画・DV・デートDV等)
団体等へ貸出しを行っています。希望する団体等の方は男女共同参画センターへお問い合わせください。



▲ホームページ



▲フェイスブック

- ◆ 図書の閲覧・貸出し
場 所 6階情報サロン
時 間 9:00~17:00
貸出冊数 一人5冊まで
貸出期間 3週間以内
※貸出しには利用カードが必要です。
カードは2階事務室で発行します。
(運転免許証等の身分を証明するものが必要です。)

● チア・トイレ

かごしま県民交流センター東棟1・2階の女子トイレに設置の「しおり」を1階の総合案内に提示すると、紙袋に入れたナプキンをお渡しします。(面接相談の希望者にもお渡しします。)

● 相談室のご案内

性別にとらわれて生きづらさを感じていませんか。
家庭のこと、仕事のこと、パートナーのこと、生き方などについて、
専任の相談員が、あなたとともに考え、あなた自身の力で問題
解決へ向かうお手伝いをします。

(相談室専用電話) **099 - 221 - 6630 / 6631**

一般相談

【電話相談】【面接相談】
面接は、電話でご予約ください。
<受付時間>
水~日曜日 9:00~17:00
火曜日・休館日翌日 9:00~20:00
<休館日>
月曜日(祝日の場合は翌日)
年末年始(12/29~1/3)

専門相談

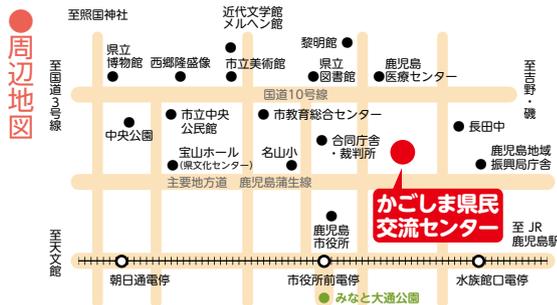
【女性のための法律相談】(面接)
原則第1・3火曜日
【メンタルヘルス相談】(面接)
原則第2水曜日
【男性相談】(電話・面接)
原則第2土曜日
【女性のための就労支援相談】(電話・面接)
原則第1水曜日
【女性のための社会参加支援相談】(電話・面接)
原則第4木曜日
※電話でご予約ください。

若者を対象とした相談窓口

**ぴあ・
すてーしょん**

日時: 毎月第3土曜日
14:00~16:00
場所: かごしま県民交流センター

鹿児島大学医学部保健学科ボランティアサークル「ピア☆ぴあ☆かごしま」が、若者の男女交際の悩みやデートDV、性感染症等についての相談に応じています。



交通案内

【JR利用】または【市電・バス】

【鹿児島駅】 徒歩約10分
【市役所前】 下車徒歩約5分
【水族館口】 下車徒歩約5分

駐車場

約450台収容 150円/30分
※センター利用者は2時間まで無料。
総合案内等で2時間無料の認証を受けてください。

鹿児島県男女共同参画センター

TEL 099-221-6603 FAX 099-221-6640
E-Mail p-harmony@pref.kagoshima.lg.jp
ホームページアドレス <http://www.kagoshima-pac.jp>
(かごしま県民交流センター内) 〒892-0816 鹿児島市山下町 14-50

男女共同参画に関する県の施策に対する申出制度

鹿児島県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策に対して、県民の皆様からいただいた申出に対し適切に処理するために、申出処理制度を設けています。男女共同参画社会づくりのために取り組んでほしいこと、もっと工夫してほしいことなど、県に対するご意見をお申し出ください。

鹿児島県男女共同参画局男女共同参画室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 TEL 099-286-2634 FAX 099-286-5541
E-Mail harmony@pref.kagoshima.lg.jp
ホームページ <https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/jinken/index.html>
かごしまジェンダー平等推進ポータルサイト <https://www.gender-e.pref.kagoshima.jp>



▲ホームページ



▲かごしまジェンダー平等推進ポータルサイト